



県内初の「特定地域づくり事業」に生坂村が取り組みます！

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づき、県内初の「特定地域づくり事業協同組合」を認定しましたので、8月17日に知事から認定証を交付します。

1. 認定について

認定年月日 : 令和3年8月3日
名称 : 生坂村特定地域づくり事業協同組合
住所 : 長野県東筑摩郡生坂村 5074 番地 2
代表者の氏名 : 代表理事 牛越 宏通
地区 : 長野県東筑摩郡生坂村
事業 : 組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業
認定の有効期間 : 10年間（令和13年8月2日まで）

<特定地域づくり事業協同組合制度とは>

人口の急減に直面している地域において、地域の担い手の確保・定着及び地域における事業の維持・拡大を図るため、地域での安定的な雇用の場や一定の給与水準が確保できるよう環境を整えるものです。（※ 活用イメージは別紙のとおり）

県が認定する「特定地域づくり事業協同組合」制度を活用することにより、

- ① 複数事業者の事業に従事するための「労働者派遣事業」を、法の特例により実施し、
 - ② 組合運営費に対し国及び市町村から財政支援を受けること、
- が可能となります。

令和3年7月1日現在、全国11道県で16組合が認定を受けており、関東甲信越地域では初の認定となります。

2. 認定証の交付及び村長・組合代表者との懇談について

今回の認定に併せ、以下のとおり認定証の交付及び村長・組合代表者との懇談を行います。

日時 : 令和3年8月17日（火）14:00～14:15

場所 : 長野県庁3階 特別応接室

信州版「新たな日常のすゝめ」

©長野県アルクマ

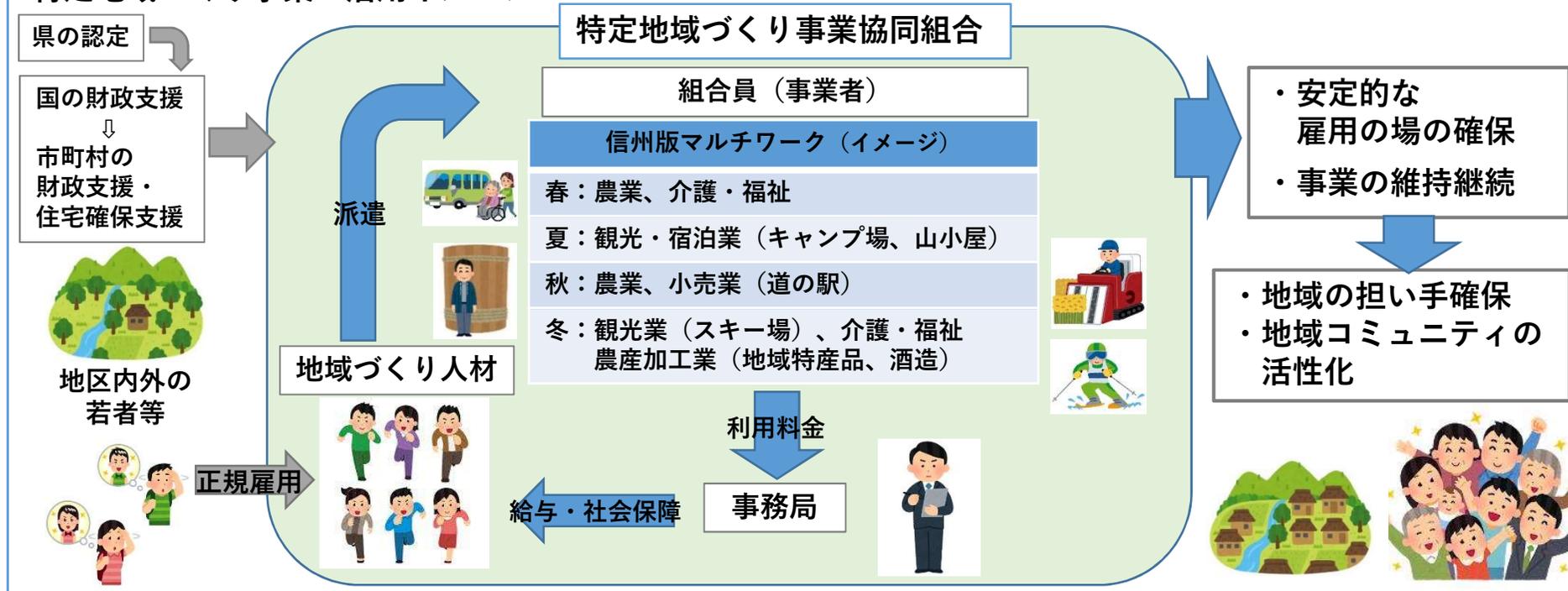


新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

企画振興部地域振興課活力創出係
（課長）渡邊 卓志 （担当）樽原 輝
電話 026-235-7021
FAX 026-232-2557
E-mail katsuryoku@pref.nagano.lg.jp

長野県における「特定地域づくり事業」の活用促進に向けた取組

特定地域づくり事業の活用イメージ



県による積極的な活用促進・支援

部局連携による取組の促進

(本事業により期待される効果)

- 移住、定住希望者の雇用の場の創出
- 農業、林業、介護等人手不足の分野での働き手の確保

部局横断課題として情報共有し、
関係事業者への情報提供等により活用を促進
(庁内連絡会議、活用促進PT等の設置等を検討)

活用を希望する地域の課題へのきめ細かな支援

- 制度がよくわからない！ ➡ ◎ 相談窓口（県地域振興課）の設置
- 先行事例を知りたい！ ➡ ◎ 積極的な説明会の開催（県中小企業団体中央会等と連携し実施）
- ◎ 生坂村・他県の活動事例紹介、認定に向けた伴走支援